

令和 7 年第 2 回尾鷲市議会定例会会議録

令和 7 年 10 月 3 日（金曜日）

○議事日程（第 5 号）

令和 7 年 10 月 3 日（金）午前 10 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 50 号 尾鷲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第 51 号 尾鷲市議會議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 52 号 尾鷲市犯罪被害者等支援条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 53 号 尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 54 号 尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 55 号 尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 56 号 令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について
- 日程第 9 議案第 57 号 令和 7 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について
- 日程第 10 議案第 58 号 令和 7 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 11 議案第 59 号 令和 6 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 60 号 令和 6 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 61 号 令和 6 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 62 号 財産の取得について（学習用一人一台端末）
(委員長報告、質疑、討論、採決)

○出席議員（10名）

1番 小川公明 議員	2番 西川守哉 議員
3番 野田憲司 議員	4番 入田真嘉 議員
5番 佐々木康次 議員	6番 中井勇氣 議員
7番 南靖久 議員	8番 仲 明 議員
9番 中村文子 議員	10番 西野雄樹 議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市長	加藤千速君
副市長	下村新吾君
会計管理者兼会計課長	小川隆子君
政策調整課長	三鬼望君
政策調整課調整監	後藤健太郎君
政策調整課調整監	西村美克君
総務課長	森本眞明君
財政課長	岩本功君
防災危機管理課長	大和秀成君
税務課長	三鬼基史君
市民サービス課長	湯浅大紀君
福祉保健課長	山口修史君
福祉保健課参事	丸田智則君
環境課長	山本容孝君
商工観光課長	濱田一多朗君
水産農林課長	芝山有朋君
水産農林課参事	千種正則君
建設課長	塩津敦史君
建設課参事	上村元樹君
水道部長	神保崇君
尾鷲総合病院事務長	竹平専作君
尾鷲総合病院総務課長	高濱宏之君

教 育 長	田 中 利 保 君
教育委員会教育総務課長	柳 田 幸 瞽 君
教育委員会生涯學習課長	世 古 基 次 君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	渡 邊 史 次 君
監 察 委 員	民 部 俊 治 君
監 察 委 員 事 務 局 長	北 村 英 之 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	高 茲 豊
事務局次長兼議事・調査係長	濱 野 敏 明

[開議 午前 9時59分]

議長（小川公明議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、4番、入田真嘉議員、5番、佐々木康次議員を指名いたします。

次に、日程第2、「議案第50号「尾鷲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」から日程第14、「議案第62号「財産の取得について（学習用一人一台端末）」までの計13議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました13議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

[7番（南靖久議員）登壇]

7番（南靖久議員） おはようございます。それでは、行政常任委員会における議案審査の経過並びに結果について御報告いたします。

当委員会に付託になりました議案第50号「尾鷲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第51号「尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について」、議案第52号「尾鷲市犯罪被害者等支援条例の一部改正について」、議案第53号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、議案第54号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、議案第55号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」、議案第56号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」、議案第57号「令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

の議決について」、議案第 58 号「令和 7 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について」、議案第 59 号「令和 6 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 60 号「令和 6 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 61 号「令和 6 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 62 号「財産の取得について（学習用一人一台端末）」、以上、条例関係 6 件、補正予算関係 3 件、決算関係 3 件、財産取得に関する議案 1 件の合計 13 議案につきまして、去る 9 月 19 日と 24 日から 26 日までの計 4 日間にわたり、市長、副市長、教育長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査をいたしました。

委員会当初の予算審査におきましては、議案第 56 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について」のうち、生涯学習課の体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化事業に係る審査において、受託者であります設計業者を参考人として招致し、最終設計の変更点や耐震工法について、詳細な聞き取りや確認を行いました。

また、翌週 9 月 24 日から始まった決算審査の冒頭では、民部代表監査から令和 6 年度の決算についての総評をいただき、その後、各決算議案について、補正予算同様に、慎重に審査を行いました。

その結果、議案第 50 号「尾鷲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」から議案第 55 号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」までの条例関係 6 議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 56 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について」から議案第 58 号「令和 7 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について」までの補正予算関係 3 議案につきましても、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 59 号「令和 6 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第 61 号「令和 6 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの決算関係 3 議案につきましても、いずれも全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

最後に、議案第 62 号「財産の取得について（学習用一人一台端末）」につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において特に申し添えるべき事項といたしましては、議案第50号「尾鷲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」につきましては、事業の実施に当たっては、柔軟な運用を行うよう要請する意見が出されました。

子ども誰でも通園制度は、保育所に通っていない生後6か月から満3歳未満の子供について、保護者の就労要件を問わず、時間単位で保育所施設に預けられるようとする制度で、今回の条例案は、来年度から全国で本格的に実施されることも誰でも通園制度を本市でも開始するに当たり、保育所等の設備や職員配置及び運営体制などの基準を定めたものであります。

当委員会における審査では、本事業の利用に際して、1か月当たりの利用時間に上限があることを踏まえ、本市の一時預かり保育事業やファミリーサポートセンター事業などとの併用も考慮しつつ、保護者の意見を丁寧に聞きながら柔軟な運営を行うよう要請する意見が出されました。

次に、議案第56号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」のうち、生涯学習課の体育文化会館及び中央公民館長寿命化に係る審査におきましては、中央公民館2階に整備予定である子どものリビングルームについて、子供や保護者に行ったアンケート結果の報告がなされました。

子どものリビングルームにつきましては、今回のアンケート結果を基にこれまでの設計委託が行われることであったため、耐震・長寿命化に係る工事と子どものリビングルームの整備についての時間軸を分かりやすくするため、工程表を提出するよう執行部に要請をいたしました。

次に、議案第59号「令和6年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」の審査の中で、おわせSEAモデル事業について、担当課より令和6年度の成果及び実績報告がなされました。

今回の報告では、尾鷲三田火力発電所跡地における燃料第1ヤードを候補地とした陸上養殖事業に関連して、SEAモデル協議会として陸上養殖事業の誘致を進めるに当たり、企業誘致エリア内でボーリング調査を行い、海水の水質確認を行った旨の報告を受けました。

本事業では、発電所跡地を、新たなエネルギー、そして豊かな自然の力で、産業、観光、市民サービスを融合した拠点として、人々が集い活気あふれる場所にすべく、三つのプロジェクトの推進を図っておりますが、集客交流による人口拡大を目指すプロジェクトにおいては新野球場の建設が進んでおり、働く場所・雇

用の創出を目指すプロジェクトにおいては、陸上養殖や大型製材所の検討が進んでいる今、委員会としても十分な議論が尽くせるよう、それぞれのプロジェクトの進捗状況に応じて報告を求めるべきであるとの意見が出されました。

当委員会といたしましても、今後のSEAモデル事業の進捗につきましては、決算報告の場に限らず、適時適切なタイミングで委員会へ報告をいただきたい旨を執行部に要請いたしました。

また、同じく議案第59号の審査において、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、18節負担金、補助及び交付金のうち、東紀州地域振興公社の負担金197万6,600円と、6款商工費、1項商工費、3目観光費の18節負担金、補助及び交付金のうち、同じく東紀州地域振興公社への負担金として、観光DMO事業分263万円、高付加価値事業分100万円の支出につきましては、これらはあくまでも同公社が事業主体となって実施する事業を踏まえた上で、当委員会といたしましても事業内容の把握は必要であろうとの意見も出されたことから、執行部に対し、今後その取組状況について適時委員会へ報告がなされるよう要請をいたしました。

最後に、当委員会といたしましては、市政運営に関する重要な情報は速やかに共有されるべきであると考えております、今後も引き続き、適切な時期に議会への報告を徹底していただくよう、執行部に強く求めるものであります。

以上をもちまして、行政常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第2、議案第50号「尾鷲市乳児等通園支援事業の設備及び運営

に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第51号「尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第52号「尾鷲市犯罪被害者等支援条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第53号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第54号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第55号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第56号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第57号「令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第58号「令和7年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第59号「令和6年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の

認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第59号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第12、議案第60号「令和6年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第60号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第13、議案第61号「令和6年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第61号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第14、議案第62号「財産の取得について（学習用一人一台端末）」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

[市長（加藤千速君）登壇]

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、9月9日の開会以来本日まで、慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議案第50号「尾鷲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」をはじめとする議案14件と、報告第12号「令和6年度健全化判断比率及び令和6年度資金不足比率の報告について」をはじめとする報告2件につきまして、いずれも御承認を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中においていただきました様々な御指摘、御意見につきましては、今後、十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、御健康にはどうか御留意いただき、ますます御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、簡単ではございますが、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（小川公明議員） 去る9月9日開会以来、長い間、誠に御苦労さまでございました。

これをもって、令和7年第3回定例会を閉会いたします。

[閉会 午前10時22分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議會議長 小川公明

署名議員 入田真嘉

署名議員 佐々木康次